

幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例 (昭和32年 3 月20日 条例第15号) 第 1 条～第 2 条 略 <u>(延滞金)</u> 第 3 条 督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金を完納しないときは、収入金の額が2,000円以上であるときは当該収入金の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）に年14.6パーセントの割合をもって、その指定期限の翌日から収入金を完納する日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が500円未満であるときはその金額、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は徴収しない。 第 4 条～第 7 条 略 附 則 1 ～ 4 略	○幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例 (昭和32年 3 月20日 条例第15号) 第 1 条～第 2 条 略 <u>(延滞金)</u> 第 3 条 納付義務者が納期限後にその収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数が生じたとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 第 4 条～第 7 条 略 附 則 1 ～ 4 略 <u>(延滞金の割合の特例)</u> 5 当分の間、第 3 条第 1 項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により

現 行 条 例	改 正 条 例
	<u>告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>